

令和6年度 公益財団法人文化財建造物保存技術協会

事業報告書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

当協会は、昭和46年6月財団法人として発足して以来、国民共有の文化遺産である国宝、重要文化財その他の文化財建造物の保存、修理、復元等に係る事業を高度の伝統的技法等により実施し、また、その技術を次代に継承していくことにより、我が国の文化遺産の継承及び国民の文化的向上に寄与することを目的としている。そのため文化財の所有者や管理団体からの依頼に基づいて文化財建造物の保存修理等に関する調査、設計、監理、活用等の技術支援を行い、併せて修理技術者や木工技能者の養成・研修事業及び修理技術に関する調査研究等を実施してきている。

平成21年7月には公益財団法人に認定され、令和2年12月には「伝統建築工匠の技」がユネスコ無形文化遺産に登録され、当協会はこれを構成する17分野の技術のうち、「建造物修理」と「建造物木工」の選定保存技術保持団体として認定された。

当協会としては、社会的使命を果たすべく令和6年度事業においても、以下の点に特に留意して各事業を着実に実施した。

- (1) 文化財建造物の保存修理等支援事業については、所有者及び関連分野の専門家や関係機関・団体等との緊密な連携を図りつつ、高度の専門的技術に基づく円滑かつ計画的な業務執行を行い、その成果の高品質化と効率的な実施を図る。
- (2) 文化財建造物修理技術者、木工技能者の養成・研修に関する事業については、それぞれの目標の達成を図るための研修内容の充実を図り、高い技術水準を有する人材の育成を図る。
- (3) 各事業の多様化、高度化等に対応し、これらを適切かつ着実に実施するため、体制の整備を図る。

1. 保存修理等支援事業

文化財建造物の保存修理等は、国民共有の文化遺産としての建造物の価値を維持し、これを国民生活に活かし、さらに次代に確実に引き継いでいくための事業であり、その実施に当たっては、対象建造物の破損状況の把握、修理計画の立案、現状変更の検討、その他伝統的技法による技術支援など、特別の知識・経験と高度な修理技術を必要とするものである。

そのため、本年度においても、関連分野の専門家や関係機関・団体等の協力を得ながら、協会組織全体としての取り組みにより技術力を最大限に発揮することを旨としつつ、保存修理等の事業主からの依頼を受け、専門的知見に基づく当該建造物等の調査、高度な歴史的、伝統的技法等に基づく計画の策定、設計などを行うとともに、

その保存修理等の実施過程を通じて大工、左官等の技能者に対し必要な指導を行うなど、専門的、技術的な支援を実施した。

また、重要文化財建造物等の耐震対策関係事業並びに保存活用計画の策定業務に積極的に取り組んだ。

本年度実施した主な事業は、次のとおりである。

(1) 国指定文化財等の保存修理等事業

① 建造物等

特殊修理は、天徳寺本堂ほか2棟（秋田県）、道後温泉本館神の湯本館ほか7棟（愛媛県）の2件が完了した。増上寺三解脱門（東京都）、浅草寺伝法院客殿ほか5棟（同）、光明寺本堂（神奈川県）、大安寺本堂ほか7棟（福井県）、旧長崎英国領事館本館ほか9棟（長崎県）、聖福寺大雄宝殿ほか3棟（同）、熊本城宇土櫓ほか12棟（熊本県）の7件は、継続して工事中である。

一般修理では専修寺楼門（栃木県）、旧三笠ホテル（長野県）、常称寺本堂ほか2棟（広島県）、赤木家住宅主屋ほか2棟（宮崎県）が完了した。新規の駐在現場として、櫛引八幡宮本殿ほか4棟（青森県）、応声教院山門（静岡県）、今村天主堂ほか7基（福岡県）を着手した。前年度以前からの継続事業としては、大谷派本願寺函館別院本堂ほか4棟（北海道）、旧千葉家住宅主屋ほか6棟（岩手県）、八幡神社本殿、幣殿、拝殿ほか6棟（福島県）、榛名神社本社・幣殿・拝殿ほか3棟（群馬県）、日本煉瓦製造会社旧煉瓦製造施設（埼玉県）、西福寺御影堂ほか1棟（福井県）、諏訪大社上社本宮布橋ほか9棟（長野県）、旧小諸本陣主屋及び表門（同）、願興寺本堂（岐阜県）、旧鈴木家住宅主屋ほか17棟（愛知県）、尾崎家住宅主屋ほか8棟（鳥取県）、旧大社駅本屋（島根県）、八幡宮本殿ほか2棟（鷺原八幡宮、同）、木幡家住宅主屋ほか10棟（同）、旧大國家住宅主屋ほか6棟（岡山県）、太田家住宅朝宗亭主屋ほか2棟（広島県）、土佐神社楼門（高知県）、柞原八幡宮本殿ほか4棟（大分県）などで駐在している。

非駐在現場は、北海道庁旧本庁舎（北海道）、本山慈恩寺本堂（山形県）、羽黒山五重塔及び鐘楼（同）、薬王院本堂（茨城県）、笠間稻荷神社本殿（同）、法華経寺祖師堂（千葉県）、豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂（愛知県）、春日神社能舞台（兵庫県）などが完了した。遺愛学院（旧遺愛女学校）本館及び旧宣教師館（北海道）、旧大湊水源地水道施設（青森県）、鹿島神宮拝殿ほか3棟（茨城県）、東照宮本殿ほか3棟（世良田東照宮、群馬県）、新潟県議会旧議事堂（新潟県）、旧瓜生家住宅（福井県）、神部神社浅間神社本殿ほか15棟（静岡県）、古谿荘玄関棟ほか8棟（同）、滝山東照宮本殿ほか2棟（愛知県）、町井家住宅主屋及び書院（三重県）、四天王寺六時堂及び元三大師堂（大阪府）、旧鴻池新田会所本屋ほか3棟（同）、神戸女学院正門及び門衛舎（同）、大神山神社奥宮本殿・幣殿・拝殿ほか1棟（鳥取県）、仁風閣（同）、奥家住宅主屋ほか2棟（広島県）、瑠璃光寺五重塔（山口県）、太宰府天満宮本殿及び末社志賀社本殿（福岡県）、旧オルト住宅主屋ほか2棟（長崎県）などが継続している。

新たに、旧網走監獄舎房及び中央見張所ほか2棟（北海道）、佐竹寺本堂（茨城県）、大雄寺総門ほか3棟（栃木県）、旧吉田家住宅主屋（千葉県）、旧燈明寺三重塔及び矢筈原家住宅（神奈川県）、足助八幡宮（愛知県）、雲樹寺四脚門（島根県）、石手寺三重塔及び鐘楼（愛媛県）、内子座（同）などに着手した。

② 史跡等

修理としては、上杉治憲敬師郊迎跡（普門院本堂）（山形県）、旧富岡製糸場乾燥場他（群馬県）、村上城跡黒門跡石垣（新潟県）、熊本城平櫓台石垣（熊本県）、富貴寺境内（本堂）（大分県）などが継続中である。なお、新規に亭榭（神奈川県）の事業が着手され、年度内に完了している。

復元では、多賀城跡南門等（宮城県）の築地塀工事が完了した。また、駐在現場として平城宮跡第一次大極殿院東楼（奈良県）の設計意図伝達及び工事監理を継続している。なお、新規事業として平城宮跡第一次大極殿院東面回廊（南側、奈良県）の実施設計及び熊本城本丸御殿（大広間・大台所・数寄屋、熊本県）の修理設計に着手している。

③ 登録文化財

技術協力として、總持寺仏殿ほか2件（神奈川県）が完了し、折尾愛真学園記念館（旧折尾警察署庁舎、福岡県）に着手した。

④ 防災施設

旧開智学校校舎（長野県）が完了した。また、旧千葉家住宅主屋ほか6棟（岩手県）、旧鈴木家住宅主屋ほか15棟（愛知県）などで監理を継続している。新たに天徳寺・佐竹家霊屋（秋田県）、太宰府天満宮本殿及び末社志賀社本殿（福岡県）、宮崎宮本殿ほか2棟（同）に着手した。

⑤ 災害復旧

駐在現場としては、五十嵐家住宅主屋（新潟県）が解体格納を終えて一旦完了した。また非駐在の阿弥陀堂（白水阿弥陀堂、福島県）は完了した。

駐在現場として、熊本城宇土櫓ほか12棟（熊本県）は継続中である。非駐在にて、我妻家住宅主屋ほか5棟（宮城県）、旧福島県尋常小学校（福島県）、神谷神社本殿（香川県）が継続している。

新たに、令和6年能登地震で被災した旧長谷川家住宅主屋ほか5棟（新潟県）、瑞龍寺法堂ほか6棟（富山県）、勝興寺本堂ほか2棟（同）、金沢城石川門櫓門及び附属右方太鼓塀（石川県）、金沢城土蔵（鶴丸倉庫、同）、黒丸家住宅主屋ほか2棟（同）などに着手した。旧笹川家住宅表座敷及び台所ほか1棟（新潟県）、江沼神社長流亭（石川県）は、年度内に完了した。

⑥ 調査等

調査工事としては、三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿（静岡県）旧長谷川家住宅主屋ほか 15 棟（三重県）が完了し、旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設 1 号無線塔ほか 5 棟（長崎県）が継続している。新たに、東北学院旧宣教師館（宮城県）、旧中島家住宅主屋ほか 2 棟（群馬県）、善光寺本堂及び山門（山梨県）、旧諸戸家住宅洋館ほか 1 棟（三重県）に着手した。岩木山神社拝殿ほか 4 棟（青森県）、熊谷家住宅主屋ほか 2 棟（愛知県）は年度内に完了した。

耐震診断としては、天鏡閣本館ほか 2 棟（福島県）、姫路城カの櫓ほか 26 棟（兵庫県）、旧閑谷学校講堂（岡山県）は継続しており、新規に旧登米高等尋常小学校校舎（宮城県）、旧黒澤家住宅（群馬県）、旧東京医学校本館（東京都）、旧長谷川家住宅表門（新潟県）、瑞龍寺仏殿ほか 9 棟（富山県）などに着手した。

保存活用計画において、旧岩崎家住宅（東京都）の改定及び道後温泉本館（愛媛県）は完了した。旧三笠ホテル（長野県）では活用工事が継続しており、新たに旧大社駅本屋（島根県）に着手した。

（２）地方指定文化財等の保存修理等事業に関する設計その他の技術支援

建造物では鹿島神宮楼門廻廊（茨城県）、保存活用計画では市政会館・日比谷公会堂（東京都）が継続している。江戸東京たてもの園収蔵建造物（東京都）の技術指導が完了した。新たに常国寺唐門（広島県）の技術指導に着手し、明治学院記念館（東京都）については年度内に完了した。

（３）修理工事報告書の刊行

国指定建造物等の保存修理工事及びその他の主要な事業については報告書を刊行しており、令和 6 年度は国宝・重要文化財建造物で 10 件の修理工事報告書を刊行し、耐震対策工事で 2 件の修理工事報告書を刊行した。（刊行件数累計 1 0 0 3 件）

令和 6 年度における保存修理等支援事業にかかる件数一覧

事業の種別	継続件数	新規件数	合計件数
1 国指定文化財	124	101	225
（１） 建造物等	85	49	134
i 特殊修理	8	0	8
ii 一般修理	77	49	126
（２） 史跡等	10	7	17
i 保存修理	7	5	12

ii 復元整備	3	2	5
(3) 登録文化財	1	1	2
(4) 防災施設	4	3	7
(5) 災害復旧	11 (うち特殊修理 2)	18	29 (うち特殊修理 2)
(6) 調査等	13	23	36
2 地方指定文化財	4	2	6
(1) 建造物等	2	2	4
(2) 史跡等	0	0	0
(3) 登録文化財	0	0	0
(4) 防災施設	0	0	0
(5) 災害復旧	0	0	0
(6) 調査等	2	0	2
3 未指定その他	0	1	1
(1) 建造物等	0	0	0
(2) 復元	0	0	0
(3) 防災施設	0	0	0
(4) 災害復旧	0	0	0
(5) 調査等	0	1	1
合 計	128	104	232

(注)「特殊修理」とは、大規模な建築または建築史上重要なもので、保存修理等に当たって特に高度な技術等を要するものとして指定されたものをいう。

2. 技術者等養成・研修事業

(1) 国庫補助事業

文化財建造物の保存修理等には高度な修理技術が不可欠であることから、その中核となる修理技術者・木工技能者を養成し、かつ、その技術の向上を図るための研修

を実施することは、保存修理事業と表裏一体をなすものである。

当協会は、「建造物修理」及び「建造物木工」の二分野において、文化財保護法に基づく「選定保存技術」の保持団体として文部科学大臣から認定（昭和51年）され、その高い専門技術を次代に確実に継承する使命を課されている。

本年度においても、引き続き国の補助を受け「文化財建造物保存事業技術者等養成・研修事業概要（昭和52年3月制定）」、「文化財建造物保存技術者養成・研修受講者基準（昭和53年3月制定）」及び「文化財建造物木工技能者研修受講者選考基準（昭和52年3月制定）」等に基づき、以下の研修事業を実施した。

①技術者養成教育

全国の文化財建造物修理技術者のうち、初任者又はこれに準ずる者を対象として、文化財建造物修理技術に必要な知識・技術に関する基礎的な教育を行い、後継者養成を図るため4月から翌年3月まで480時間の講義・演習を中心とした研修を実施した。

（修了者数 11人）

②中堅技術者研修

全国の中堅技術者（養成教育修了者）を対象に、7月から翌年2月にかけて、経験年数に応じて、修理現場等での実践的な研修を実施した。

（5回：計47人）

③主任技術者研修

全国の工事主任及び監督業務を行う者を対象に、文化財建造物修理技術者の資質向上のため、工事主任等が修理現場で得た知見等を発表し、それについての協議を中心とした研修を実施した。

（10月22日～23日 131人）

④幹部技術者研修

主任技術者を擁する各団体の工事監督を対象に、保存修理事業に係る業務の基本的、共通的諸課題について討議による研修を実施した。

（4月12日 12人）

⑤文化財建造物修理技術公開セミナー

文化財建造物の保存修理事業や修理技術者の役割に対する関心と理解を深め、文化財建造物修理技術者の後継者確保に資するため、保存修理に関する基本的知識及び具体的な事例に関するセミナーをリモートにより開催した。

（12月13日 197人）

⑥古建築の軒回り規矩研修

社寺等建造物の軒回りの指垂木、扇垂木、捻軒などの技法について、原寸引き付け等の実地研修を行った。併せて、古建築の修理現場及び国宝・重要文化財建造物

の実地見学を通して、軒回り技法の調査研究を行い、規矩術の技法の習得を行った。
(6月～1月 6回 2人)

⑦城郭建築の石垣技法研修

特別史跡・史跡や国宝・重要文化財建造物の石垣と石積み技法について、現存する遺構や修理現場並びに石切場などに実地に研修し、築造年代、石積工法、石切技法、石垣調査法等について技術の習得を行った。
(7月～2月 6回 2人)

⑧木工技能者研修

木工技能者について保存修理等に関する知識・技術の向上を図るため、講義・実習研修を技能ごとに行った。
「普通コース」(10人) 前期(6月)、後期(8月)

(2) 自主研修事業

協会独自で職員の資質や技術の向上を目指して以下の研修事業を行った。
[階層別研修]

①新規採用職員オリエンテーション(研修)

協会に対する帰属意識や同期との仲間意識の向上を図ることを目的として、新規採用職員を対象とした研修を実施した。社会人ビジネスマナー研修や新社会人としての心構え、協会の業務など実地研修を伴った研修を行った。
(4月1日～5日 5名参加)

②新任普通主任技術者コミュニケーション・プレゼンテーション研修

新たに普通主任技術者になった職員を対象としたコミュニケーションとプレゼンテーションの研修を実施した。主任に求められるコミュニケーション能力は、現場での指示はもちろん、外部への文化財の啓蒙も必要となり、近年は大学等での報告や発表の機会も増えている。その基礎となる研修を外部講師により実施した。
(11月25日～26日 14名参加)

③階層別研修<主任>「積み上げシートの改訂と業務仕様書について」

主任職員を対象に、設計監理料算出のための積み上げシートの変更点等について研修を行った。
(4月22日 85名参加)

3. 調査研究等事業

(1) 調査研究

文化財建造物の文化財としての価値を保存・継承するため、また、修理技術者等の技術力の向上を図るためにも、先人たちから引き継がれた歴史的建築技法や修理

技術等について調査研究等を行う事が重要である。併せて、デジタル技術を取り入れた新技術や新分野に対する調査・研究も重要性を増している。本年度は以下の事業を実施した。

① ドローンの導入

令和3年度から無人航空機（以下、ドローンという）の導入を計画し、令和6年度で四年目を迎えた。現在、8名のドローン操縦士回転翼3級コースの資格認定者を擁しており、文化財建造物の現状調査への活用、調査修理計画のみならず、竣工・修理前写真の撮影にも活用している。

令和6年度は、涼ヶ岡八幡神社（福島県）、日吉神社三重塔（岐阜県）、旧吉田家住宅（埼玉県）、専修寺楼門（栃木県）、熊本城（熊本県）、高知城（高知県）、旧三笠ホテル（長野県）、応声教院山門（静岡県）で実施したほか、能登半島土石流災害を被った時国家住宅・上時国家住宅（石川県）で被災状況確認のためドローンによる、地上からではつかみにくい被災状況の調査において全景を捉えるなどの成果を上げた。

② 三次元測量による修理検討資料の作成

近年、三次元レーザースキャナーを使用した測量が盛んに行われるようになり、建造物でもそのデータを応用して、修理検討資料の作成が行われている。

令和6年度には、令和5年度に引き続き、重要文化財四天王寺六時堂・元三大師堂（大阪府）において作業を行った。特に、瓦解体後の軒の変形状況ならびに架構状況について三次元レーザースキャナーによる測量を実施し、その結果を状況把握および軒廻りの修理方針の検討・協議に活用し、必要な基礎資料の作成を実施した。

③ 龍谷大学との調査研究契約

文化財建造物での塗装材料の科学的調査に関し、令和6年6月より龍谷大学と「文化財建造物に使用された塗装彩色材料・技術に関する保存修復科学的な調査研究」を実施し今年度は11件の調査を行い成果を上げている。

（2）「文化財建造物保存修理研究会」活動支援

平成27年3月に設立された「文化財建造物保存修理研究会」の活動に協力するとともに事務所の貸与や事務的なサポートを行った。

（3）『文建協通信』の発行

○No.156（96頁）

刊行 2024年4月

内容 口絵解説（1箇所）

特集（令和5年度文化財建造物保存事業主任技術者研修会 特別講演
「歴史的建造物評価の視点」山岸 常人）

研修ノート（令和5年度文化財建造物修理技術者養成教育を終えて）11名
新人紹介「入会にあたって」（技術職員2名）
現場レポート（7箇所）
新現場紹介（1箇所）
資料（建造物修理設計監理等受託事業一覧）

○No.157（71頁）

刊行 2024年7月
内容 口絵解説（1箇所）
現場レポート（9箇所）
新現場紹介（1箇所）
資料（建造物修理設計監理等受託事業一覧）

○No.158（143頁）

刊行 2024年10月
内容 口絵解説（1箇所）
新人紹介「入会にあたって」（技術職員6名）
現場レポート（18箇所）
新現場紹介（1箇所）
資料（建造物修理設計監理等受託事業一覧）（10団体）

○No.159（80頁）

刊行 2025年1月
内容 口絵解説（1箇所）
現場レポート（9箇所）
地方監理事務所だより（弘前監理事務所）
新現場紹介（1箇所）
資料（建造物修理設計監理等受託事業一覧）
索引（文建協通信 156号～159号）
新人紹介「入会にあたって」（技術職員4名）
現場レポート（21箇所）
新現場紹介（1箇所）
資料（建造物修理設計監理等受託事業一覧）（10団体）

（4）大学における教育への協力

文化財建造物の歴史的建築技法等に関する実践的な調査研究の成果を生かすため、本年度においては、次の大学の要請に応じ技術職員を派遣し講義等協力を行った。

○東京藝術大学	3人（5/7～11/30）
○長岡造形大学	1人（4/1～3/31）

(5) 出版等

今年度には、令和元年に刊行した『文化財建造物の保存修理を考える―木造建築の理念とあり方』並びに平成 18 年に文建協叢書 6 として刊行した『墓股』について重版を行い、若手の職員に配布した。

4. 業務功労表彰

ー 調査・設計・監理部門 ー

○入 賞 重要文化財 日御碕神社神の宮（上の宮）鳥居（西）保存修理事業

○入 賞 重要文化財 阿蘇神社一の神殿ほか 5 棟保存修理事業

○奨励賞 重要文化財 熊本城宇土櫓ほか 12 棟【監物櫓（新堀櫓）】保存修理事業

ー 報告書等作成部門 ー

○入 賞 重要文化財 臨春閣第一屋ほか 4 棟（旧東慶寺仏殿・臨春閣・月華殿）保存修理工事報告書

○奨励賞 重要文化財 阿蘇神社一の神殿ほか 5 棟保存修理工事報告書
重要文化財 熊本城宇土櫓ほか 12 棟【監物櫓（新堀櫓）】保存修理工事報告書

5. 国際交流・協力事業

○中華民国監察院調査訪問【中華民国】

日本の文化財建造物の修理人材の育成や主任技術者と施工業者の選定の仕組み等の調査のため、令和 6 年 4 月 18 日に中華民国監察院の院長始め教育及び文化委員会委員など 9 名が来訪され諸課題について、中華民国側から説明のあと、管理組織と各部署の役割、社寺等伝統的分野と近代建築分野それぞれの人材育成や建造物木工に関する知識と技術の継承等について人材育成を中心に説明・討議を行った。

○国際シンポジウム参加【韓国】

韓国国家遺産庁主催の国際シンポジウム「近現代建築文化遺産の持続可能な保存と活用に関する国際学術大会」が、令和 6 年 8 月 13 日に韓国において開催され発表者として参加し、最近文化財指定が進んでいる鉄筋コンクリート造の文化財建造物の保存修理に関して日本における修理の考え方や施工方法など説明を行った。同様に韓国及びアメリカの事例発表がありディスカッションが行われた。前日には鉄筋コンクリート造の文化財修理現場の視察があり意見交換が行われた。

○その他「文化財修復相談室」への海外からの相談等

文建協の英文のホームページを通して、文化財建造物修理に関する海外の学会や研究会への参加依頼や雑誌、映像製作の取材依頼に関するもの等相談・問合せが十数件届いている。可能な限り対応し、関連資料の提供や関係団体との調整や技能者

の紹介など行った。

6. 普及啓発事業

今日まで守り伝えられてきた国民的財産である文化財を次世代に継承していくためには文化財建造物の保存修理等の事業の実態や、歴史的建築技法などに関する情報を広く発信することにより、国民の理解を深め意識を高めていく必要がある。

こうした観点から次の事業を実施した。

(1) 『日本の技フェア』への参加

文化庁主催の選定保存技術発信事業「日本の技フェア」（於・仙台市）において建造物修理・木工の選定保存技術保持団体として参加しパネル展示等を行った。

（11月2日～3日 2日間で約1,124人来場）

(2) 文化財建造物保存修理現場公開事業への協力

事業主及び地方公共団体等が主催する現場公開事業について、当該期間においては、次のとおり協力・実施した。

（参加者数 約4,783人）

(3) 文化財建造物に関する各種研修会・委員会等への協力

地方公共団体や公益法人などが主催する各種研修会・委員会等に、その要請に応じて技術職員を派遣し、文化財建造物に関する教養や歴史的建築技法、保存技術等についての講義や実技指導のほか、専門的技術的な観点から助言などを行った。

（延べ56機関・団体等に延べ69人派遣）

(4) 「伝統建築工匠の技の保存、活用及び発展を推進する会」への協力

2020年にユネスコ無形文化遺産登録された「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の推進を図る団体への協力を行った。

7. その他の事業

(1) 人材交流

全国の文化財建造物等に関する保存修理等事業の適切な実施及び学術調査研究の向上発展に資するため、これまで国、地方公共団体をはじめ、関係団体及び大学等の22機関に対し、累計40名の協会技術職員について派遣、割愛等を行ってきた。

現在、1名の技術職員を京都市(元離宮二条城事務所)派遣中である。

(2) 保存修理工事関係資料のデジタル化

調査の効率化に資するため、保存修理工事関係資料のデジタル化を進めた。令和6年度は、令和5年度にスキャニングした文建協叢書、「清交」、「古建築」、「文建協通信」、「協会通信」、「ぶんぎ」、「年報」に関して、文献システムへのアップを行うとともに、文献システムの改良を実施した。

(3) 能登半島地震調査

令和6年6月11日より14日にかけて、奥能登の時国家住宅、上時国家住宅、中谷家住宅及び黒丸家住宅の地震被害の調査を述べ82名の職員を動員し、破損被害調査、ドローン撮影による調査等関係省庁、県市とともに実施し今後の復旧方針など意見交換を行った。

(4) 弘前監理事務所の設置

今後の保存修理事業の展開を踏まえ、令和6年8月に弘前監理事務所を設置した。
また、令和7年3月末に札幌監理事務所を閉鎖した。

(5) 設計室の組織体制整備

令和7年1月設計室に、伝統建築設計課、近代建築設計課、構造設計課、史跡整備設計課及び保存活用計画課の5課を置き、文化財建造物における保存活用計画策定、修理方針や修理設計と密接に設計各課が連携を図れる体制の強化を行った。

(以上)

令和6年度事業報告書 付属明細書

令和6年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和7年6月

公益財団法人文化財建造物保存技術協会